

登園届

はすぬま第二保育園 園長殿

児童氏名 ()

病名 「 」

(医療機関名) _____ (年 月 日)に受診し、
医師の判断による登園基準を満たしたため、(年 月 日)より登園いたします。

年 月 日

保護者名 ()

病名	登園基準
◇新型コロナウイルス感染症	発症日を0日目として5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること (無症状の場合は検体採取日を0日目とする)
◇インフルエンザ	発症後5日間を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
◇水ぼうそう(水痘)	全ての発疹がかさぶたになった時から
◇はしか(麻疹)	発疹に伴う熱が解熱した後
◇三日はしか(風疹)	全ての発疹が消失した後
◇おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫れが消失した後
◇百日咳	特有の咳が消失した後
◇プール熱(咽頭結膜熱)	解熱し、主な症状が消失した後、2日を経過していること
◇流行性角結膜炎	主な症状が消失した後
◇溶連菌感染症	有効治療を始めてから、2・3日経過していること
◇マイコプラズマ感染症	症状が改善した後
◇手足口病	水疱が消失し、普通の食事がとれるようになった後
◇りんご病(伝染性紅斑)	感染力は弱い為、元気があれば良い
◇ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス)	主な症状が消失し、24時間以内に嘔吐、下痢症状がなく、普通便が出てから
◇ヘルパンギーナ	解熱し、普通の食事がとれるようになった後
◇RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
◇突発性発疹	解熱して、機嫌がよく、全身状態が良いこと

保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子供が一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園基準を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

※この用紙はコピーをしてお使いください。